介護保険サービス等に関わる事故報告の取扱いについて

令和５年１１月１日　品川区福祉部高齢者福祉課支援調整係

事故発生時の報告について

介護サービス事業者は、サービス提供による利用者のケガや感染症等の事故について、区へ報告を行う必要があります。

事故発生時には介護サービス等に関わる事故報告取扱要領に基づき、事故報告書を提出してください。

事故報告の流れは下記のとおりです。

仮報告

緊急・重大案件については電話にて仮報告をおこなってください。（必要時のみ）

第１報告

事故発生から１週間以内に事故報告書を提出してください。

提出方法は電子申請または郵送・窓口です。

中間報告

完結までに日数がかかる場合に提出してください。（必要時のみ）

最終報告

事故完結から１週間以内に最終報告書を提出してください。

すべての事故は最終報告まで提出してください。

電話による仮報告①

緊急性の高いものや重要な事故は電話で仮報告をおこなってください。

１．事故当事者の死亡、または生命に関わる重大事故

老衰など第三者の責にきさない原因で死亡した場合は除きます。

２．介護サービスの提供に重大な支障をきたす可能性がある事故

感染症の急拡大など継続的な介護サービスの提供が困難と予想される場合

天災や地震などによって事業所や施設が損壊した場合など

３．係争等が生じている（生じる可能性が高い）事故

損害賠償を請求されている場合や苦情が寄せられている場合

職員による窃盗など警察ほか第三者から保険者への照会が予想される場合

４．その他管理者が特に報告が必要と認める事故

上記に該当しない事故は電話報告不要です。速やかに事故報告書を提出してください。

電話による仮報告②

仮報告の連絡先は事業所所在地により異なります。

品川大崎八潮地区は高齢者支援第１係（03-5742-6729）へ

大井荏原地区は高齢者支援第２係（03-5742-6730）へ

品川区がいは施設支援係（03-5742-6737）へ連絡してください。

仮報告の報告内容は事故報告書の１から５の項目を報告してください。

１、報告者については事業所名称、サービス種別、電話番号、報告者氏名など

２、当事者については被保険者番号、氏名、性別、年齢、住所など

３、事故概要については発生日時、発生場所、事故の種別、経緯など

４、発生時の対応については医療機関、受診日時、治療概要、関係者への連絡状況など

５、当事者の状況については診断めい、診断結果、入院や継続通院の有無など

第１報告①

事故発生から１週間以内に事故報告書を提出してください。

仮報告日

電話で仮報告をおこなっていた場合は報告日を記載してください。

第一報告日

事故報告書を提出した日付を記載してください。

住所

被保険者証に印字されている住所を記載してください。

品川区以外の場合は品川区を線で消してください。

介護保険被保険者番号

保険者が品川区以外の場合は余白に保険者めいを記載してください。

第１報告②

経緯

いつ・どこで・誰が・何を・どうしたか時系列に沿って事実を客観的に記載してください。

病気起因の事故報告は発生前からの状態変化も記載してください。

書ききれない場合は別紙（様式任意）に記載してください。

受診日時・医療機関めい

医療機関を受診した場合は検査内容や治療内容、入院手術の予定や全治なんかげつなどを記載してください。

往診医やかかりつけ医に電話で相談しただけで、受診しなかった場合は記載しません。

事故当事者の状況

第１報告時点で分かる範囲の状況を記載してください。

当事者死亡の場合は警察の検証有無に必ずチェックを付けてください。

中間報告

第１報告から最終報告までに相当にっすうを要する場合や対応が長期に渡る場合は適宜中間報告を提出してください。

中間報告日

中間報告書を区へ提出した日付を記載してください。

中間報告は第１報告で使用した事故報告書の写しに変更内容を追記してください。

利用者の状況

対応経過等を記載してください。

書ききれない場合は別紙（様式任意）に記載してください。

最終報告①

当該事故が完結したら１週間以内に最終報告書を提出してください。

最終報告は当事者が事故前の状態に戻ったときに提出することが理想ですが、その他のタイミングとして以下事例を参考にしてください。

・入院されていたかたが退院され、自宅や施設へ戻られたとき

・事故前のサービス内容に戻られたとき

・賠償手続きが終了したとき

・感染症の隔離期間が解除されたとき

・ごやくの場合、経過観察後に特段の体調変化なく日常に戻ったとき

すべての事故報告は必ず最終報告までおこなってください。

第１報告の時点で事故が完結している場合は【第１報告兼最終報告】も可能です。

第１報告日と最終報告日に同日を記載することで初回の報告で完結とすることができます。

最終報告②

最終報告日

最終報告書を区へ提出した日付を記載してください。

最終報告は第１報告や中間報告で使用した事故報告書の写しに事故の結末を追記してください。

当事者の状況

事故の結末を記載してください。

書ききれない場合は様式任意の別紙に記載してください。

損害賠償等の状況

事故の治療費を事業所の保険対応でお支払いする場合などは「あり」にチェックを付けてください。

事故の要因・再発防止に向けての今後の対応

事故の要因分析に基づいた具体的な対策（事故の発生前と発生後で対応をどのように改善したか）を記載してください。

新型コロナウイルスの取扱い

事故報告書の取扱要領改正により、新型コロナウイルス感染症にかかる事故報告は原則不要としました。

<改正後要領抜粋>

感染症とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として一、二、三、四、五類感染症（定点把握を除く）および新型インフルエンザ等感染症、指定感染症ならびに新感染症をいう。

※新型コロナウイルスは令和５年５月から五類の定点把握に該当。

ただし感染が急拡大し、介護サービスの提供に支障をきたす可能性がある場合は、速やかに電話による仮報告および事故報告書の提出が必要です。

事故報告書と保健じょへの報告は取扱いが異なりますのでご注意ください。

つうしょ系サービスは１０人以上の同時感染は保健じょへの報告が必要です。

施設系サービスは３人以上の同時感染は保健じょへの報告が必要です。

※令和５年１１月１日時点（詳細は施設内における感染症集団発生時の報告について、をご覧ください。）

電子申請による受付の開始

令和５年１１月より電子申請による事故報告の受付を開始しました。

<電子申請用URL>

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=882

電子申請の開始に伴いＦＡＸや電子メールによる報告書の提出は禁止します。

従来は事故発生後２週間以内に報告書提出としていましたが、電子申請の開始に伴い今後は事故発生後１週間以内に報告書を提出することとします。

※国の参考基準は５日以内です。（介護保険最新情報943号）

１週間を超えて事故報告書を提出する場合は必ず報告が遅延した理由を記載してください。なお、「失念していた」や「業務多忙」などは理由になりません。